

2022 年度・2023 年度実施

養子縁組に関する記録の整理と保管方法検討プロジェクト  
報告書

社会福祉法人日本国際社会事業団

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

## 目次

1. はじめに	p2
2. 概要	p2
3. 本プロジェクトの意義	p4
4. プロジェクトのあゆみ	p6
5. 考察	p18
6. 今後の課題	p21
7. おわりに	p23

## 1. はじめに

本書は、「記録保管プロジェクト」として、社会福祉法人日本国際社会事業団（略称:ISSJ、以下 ISSJ）が行った養子縁組に関する記録の整理と保管方法の検討に関する報告である。本プロジェクトは2年に及び、未だ完了していない。未完でありながらも、これまでの経過について報告しようとする意図は、この一連の試行錯誤の記録が、養子縁組に携わる関係者にとって何かしら役に立つのではないかと思った点にある。

ISSJは、その前身団体である日米孤児救済合同委員会が発足した1952年より、養子縁組による子どもの支援活動をおこなっている。当時の記録はケースごとに封筒に入れてキャビネットに保管されている。すでに長期にわたる縁組支援を続けているため、ルーツについて知りたいという問い合わせを幾度も受け、記録の開示や生み親家族との交流支援なども行ってきた。これらは子どもの出自を知る権利の保障であり、養子縁組あっせん業務の一環であると捉えている。

より具体的には、養子縁組に係るすべての記録を永年保管し、開示請求があった場合にカウンセリングに基づき当事者の希望する情報を心理的インパクトに配慮しながら提供するという方法をこれまで取ってきた。しかし、記録のデジタル化を考えると、単に保管するだけではなく、何をどのような順番で保管するのか、その記録は誰に所属するものなのか、そして個人情報保護と両立する情報開示とはどのようなものなのか、という点について、改めて考えなければならぬことに気づいた。さらに言えば、当事者の心理的安全を確保しつつ、出自を知る権利を保障するとはどのようなことなのか、まだ明確な方法論を見出したわけではない。だが、敢えて言うなら、この2年間の検討を通じて、臃げだった輪郭が少しずつ線を結ぶようになってきたという手応えがある。また、そのような点を見据えて、養子縁組あっせんの際に確認すべき情報や、記録の残し方もより明瞭になったと思う。

記録をデータ化するというのは、単にスキャンデータを残すのではなく、開示するときを考慮してデジタル化するということである。情報の残し方だけではなく非公開とする際にも配慮が必要であり、誰に何をどのように開示するか、さまざまな状況を想定する必要がある。開示の方法が定まっていないが故に、保管方法についても試行錯誤が続くのかもしれない。いずれにせよ、理想的な方法が確立されたとしても、一民間団体には人的にも資金的にも手に余る作業である。だが、その一方で、当事者の権利は保障されて然るべきであり、もはや待ったなしの状況である。ISSJのような小さな社会福祉法人に何ができるのか—何ができて何ができないのか—これまでの作業と考察について以下に報告したい。

## 2. 概要

2022年度より本プロジェクトを立ち上げ、2年間にわたり記録の電子化作業、ルール作

りや支援の流れの改善、情報開示のためのデータベース試作などを行った。データベース化するにあたり、artefactual社（カナダ）が設計・公開しているオープンソースアプリケーション「AtoM（Access to Memory）」を利用することとした。AtoMはユネスコの支援を受けて国際アーカイブズ評議会（International Council of Archives：ICA）が開発したソフトウェアで、誰でも無料で利用可能であり、世界では200を超えるサイトで利用されている。

ISSJに保管されている記録のうち、民法改正によって特別養子縁組が施行された1988年以降の記録のうち約100件のデジタル化を目指す。サンプルケースを複数選び、共通する記録と共通項とはならない記録を整理して、データベースに残すべき記録を精査する。紙の記録をPDF化し、データベースに取り込む。また、開示に備えて当事者本人以外には開示できない個人情報を特定し、当事者の心理的安全確保のために案件ごとの特性や配慮事項も検討する。記録の中では、当事者に原本を渡すべき記録、コピーのみ渡し原本はISSJで保管すべき記録、口頭でのみ説明し記録そのものは渡さない記録などに分類する。

データベースは、ルーツ探しを行う当事者にパスワードを付与して閲覧を許可する外部向けのものと、内部向けの2種類のレイヤーで構築することを検討した。外部向けデータベースは個人の記録だけではなく、ゆくゆくは養子縁組を通じて見える占領期から戦後にかけての日本社会やISSJのこれまでの取り組みなどもアーカイブズとして提供することも念頭に置いている。

本プロジェクトの監修には、アーカイブズ学を専門とする阿久津美紀（学習院大学 人文科学研究所）をアドバイザーとして迎え、AtoMの運用についても、随時専門家の意見を仰いだ。

### 3. 本プロジェクトの意義

本プロジェクトのアドバイザーの阿久津美紀氏に、この取り組みの意義について寄稿していただいた。

阿久津 美紀（学習院大学 人文科学研究所）

特別養子縁組制度が1987年に成立してから35年以上が経過した。現在では特別養子縁組も様々なメディアで取り上げられる機会が増え、その言葉を聞く頻度は多くなった。しかし、かつて養子であることを「墓場までもっていく」秘密であるように語られていた時代があったように、子どもの福祉を考え、生みの母親や父親、養子縁組の状況を伝えることを前提とした養子縁組が行われるようになったのは、まだまだ最近のことと言えるのではないだろうか。

2022年に厚生労働省から出された、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律附則第4条について、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった者に対する当該養子縁組のあっせんに関する情報の開示等の制度の在り方について検討を加えるべき」とされている。さらに、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針(平成29年厚生労働省告示第341号)においては、養子縁組あっせんを受けて養子となった児童の出自を知る権利について、「民間あっせん機関は、児童が、自らが養子であること等について確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うとともに、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するのに適当なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない」等とされている。

一方で、これらの法令や指針では、養子となった子どもの出自を知る権利を担保することを前提として、具体的に何の情報を記録すべきか、実父母等の個人情報をどのように提供すべきかについては定められていないという課題も指摘されている。法律ができ、またそれに関する指針や通知などがこの数年間で公表されてはいるものの、こうした実務にあたる民間あっせん機関はこの個人情報の記録管理と提供をどのように行っていくことが良いのか、悩むことが多いのではないだろうか。

また、当事者である養子の立場から考えると、まだ知らない情報を求めて民間あっせん機関に連絡してくるが、特別養子縁組制度が始まった1980年代にあっせんを行っていた個人や組織の多くは閉鎖したところもあるため、現在記録がどこに残っているかわからない例もある。さらに特別養子縁組に関する記録が児童相談所運営指針では永年保存と定め

られているが、養子縁組される子どもは乳児院や児童養護施設など様々な社会的養護の施設で養育されることもあるため、本当に養子縁組された子どもの知る権利を保障するのであれば、今後記録の保存の範囲を拡大していく必要性もあり、まだまだ課題は尽きない状況と言えよう。

「養子縁組に関する記録の整理と保管方法の検討プロジェクト」では、特別養子縁組の記録管理に焦点を当て、記録を見たい、情報を知りたいと思い組織に連絡をしてくる当事者を尊重しつつ、その実務にあたる組織の職員が、どのような記録管理の体制であれば、円滑で安定した記録管理体制を確立できるのかということも検証している。海外では、当事者の相談にのる専門家と記録管理や開示に対応する専門家が分かれており、そうした複数の専門家で議論できる利点もこのプロジェクトを通じて確認することができた。

記録管理を分業化している一つの例としては、日本からアメリカの ISS(International Social Service, USA)を通じて、養子縁組された子どもに関するケースファイルは、アメリカのミネソタ大学の社会福祉歴史アーカイブズ(Social Welfare History Archives)で保存、管理されている。事前にアメリカの ISS に申請し、承諾を得ることができれば、ミネソタ大学の社会福祉歴史アーカイブズの中で閲覧することが可能である。ミネソタ大学のアーカイブズの中にある、1954年から1970年代までの500件以上の養子縁組のケースファイルには、日本からの養子縁組の過程が確認できる資料や養親の決定に関する記録などが含まれている。

日本における養子縁組記録の公開に関しては、第三者情報をどのように扱うかという課題がつかまとう。養子の知りたい情報を提供しつつも、同時に実父母やその家族などの第三者の個人情報に配慮する必要がある。第三者から同意をとることができれば、養子に第三者の情報を提供することも可能である。しかしながら、第三者から同意が得られない場合は、その部分を記録に黒塗り(マスキング)して提供する。このマスキングに関しては、オーストラリアの社会的養護で養育された子どもが情報開示を申請した際に黒塗りの、第三者情報を取り除くために切り刻まれた記録を提供されたときに精神的な衝撃を受けたということが報告されており、黒塗りではない方法が考えられないか、などプロジェクトを通じて検討し、記録を提供する際の電子システムを試作するなど、様々なことを試みた。

その中で記録は残していくことは、養子縁組に関することを語れる人が周りにいない場合に、代わりに語れるものがあるということでもある。そうした記録を作成するだけでなく、どのように管理し、当事者に開示していくのかということは養子縁組制度の中で欠くことができないことである。そのためには、今後も個人情報保護法に準拠しつつも最大限に当事者の権利に寄り添う記録管理の在り方を時代に合わせて、検討し、実践していく必要がある。

今回のプロジェクトを通じて、養子縁組に関する記録の作成者が多岐にわたることが確認できた。法律や指針の中である程度のルールに則りながらも、組織内での話し合いや場

合によっては専門家に相談する必要があるかもしれない。そうした組織での試行錯誤が、正しい記録の管理や情報提供を導き、当事者たちにその効果をより還元できる可能性があるのではないだろうか。プロジェクトでの調査結果や課題を共有することで、今後更に議論や検討が活発化することに期待したい。

#### 4. 本プロジェクトのあゆみ

本プロジェクトは、2020年より開始した「養子縁組後の相談窓口」の取り組みがベースにある。様々な相談に対応する中で情報開示について考える機会が多々あり、専門家からの助言、ケース検討などを行ってきた。また、ISSJがあっせんし、記録を保管している場合と、相談者が他団体であっせんを受け当法人には記録がない場合では、異なる対応が必要だった。改めて記録の保管そのものについて検討すべきと考え、2022年度と2023年度にわたり、本プロジェクトを実施した。ISSJの職員とアドバイザーによる定期的な打合せを行い、並行してISSJ事務所で記録の整理や電子化作業を行った。

##### (1) 背景—「養子縁組後の相談窓口」

ISSJは、その前身団体である日米孤児救済合同委員会が発足した1952年より、長期にわたって養子縁組支援を続けている中で、ルーツについて知りたいという問い合わせを幾度も受け、記録の開示や生み親家族との交流支援なども行ってきた。ルーツ探しの問い合わせがあった場合は、相談に応じた職員が記録を取り出し、ケースごとに対応をしてきた。これまでの実践に基づき、2020年にISSJであっせんした養子縁組だけでなく、他団体による国内外での縁組による当事者からの悩みにも応じる相談窓口を設立した。この相談窓口では、カウンセリング後、行政機関からの記録の取り寄せや記録の読み解きに関する支援、必要に応じて交流支援・再会支援などを行っており、2023年度は77件の新規相談があった。



図1：ISSJが運営する養子縁組後の相談窓口

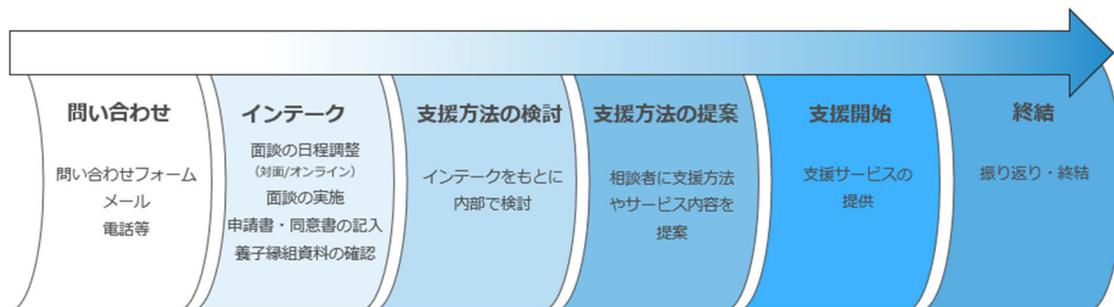


図2：「養子縁組後の相談窓口」支援の流れ

養子からの相談では、生み親に会いたい・連絡を取りたいという声も多く聞かれるが、全ての相談者がそれを実現できるわけではない。その場合、養子縁組の経緯や生い立ちなどが記された記録が、養子のルーツ探しにとって重要なものと言うまでもないが、記録は児童相談所、児童福祉施設、医療機関、民間あっせん機関、家庭裁判所など多岐にわたる機関で保管され、破棄されていることもある。養子縁組の記録に関する法整備がなされていない現状の中、養子本人だけの力でこれらの記録にアクセスすることは難しい。記録を保管している機関を特定できたとしても、既に廃棄されていたり、広範囲に墨塗りがされていたりと、望んでいた情報を全く得られないこともある。本プロジェクトは、このような相談支援の現場で明らかとなった課題を背景とし、当事者のためとなる記録保管の方法及び情報開示について検討すべく立ち上げられた。

## (2) 電子化する資料の決定

限られた期間で実施するため、プロジェクトで対象とする記録の特定から着手した。

ISSJ を介して養子縁組された出自に関する記録は、1952 年から当時使用した紙のままでも保管されている。2014 年以前の記録の多くは紙のみで保管されており、ほとんどが電子化されていなかった。また、養子縁組にいたらなかった養親・養子候補者の資料などの保管条件や優先順位をどのように設定するか検討を行う必要があった。そのため、今回はパイロット事業として、特別養子縁組制度が開始された 1987 年以降の養子及び生み親に関する記録をターゲットとして設定し、各ファイルに保管されている記録の分類と電子化を行うこととした。特に 1990 年代前半に養子縁組をされた養子は現在 30 代となっており、ルーツ探しの相談として ISSJ に問い合わせを行う当事者が多い年代であった。

## (3) 記録管理の体制づくり

紙資料原本の保管方法や廃棄する記録の期限の設定などを検討するために、諸外国のアーカイブ機関を参考として内規の策定をおこなった。

本取り組みを始めた際、ISSJ が保管している 1987 年から 2022 年養子縁組に関する紙資料は約 1,600 件あった。養子縁組にいたらなかった養親候補者のファイルもあり、保管条件や優先順位をどのように設定するかについて検討を行った。養子縁組の記録管理に関する先行事例として、アメリカやイギリス、オーストラリアの事例等を参照しながら、ISSJ で保管している整理の方針について協議を行い、基準づくりの参考とした。例えば、アメリカやオーストラリアなどの運用では、養子縁組が完了したケース記録については、それぞれ永年保存、100 年間の保存とされているが、未完のケース記録についてはばらつきが見られ、イギリスのブラックプールカウンシルでは 10 年、オーストラリアビクトリア州では 20 年、イギリスの民間団体アーカイビングフォーチルドレンでは 1 年未満とされていた。また、保管方法は紙媒体か、電子ファイルでの保管かについても各々規定がなされている。こうした基準をもとに、内規（次ページ参照：表 1）を作成した。

また、事務所保管をしている記録を素早く見つけられるようにキャビネットを新調し、2022 年度及び 2023 年度を通してファイルの入れ替え作業を実施した。



図 3：ISSJ 事務所内で記録を保管している鍵付きキャビネット

ISSJ記録保管の規定（以下の規定は1990年以降の書類に関してのみ適用）

カテゴリ		資料内容	管理規定	備考
1	※所内コード	結果的に未成立でcloseした親族以外の養親候補者の資料	Closeしてから10年で紙データ廃棄。2013年以前のデータはスキャンをせずに廃棄する。データ廃棄前は、ISSJのデータベースであるAccessに「紙データ廃棄済」を記入。スキャンしてAccess内で電子化されているそのまま格納し、データ廃棄しない。	
2	※所内コード	ISSJによって親族以外の養子縁組が成立した養親の資料	紙データ、電子データともに永久保管	
3	※所内コード	結果的に未成立でcloseした養子候補・生み親の資料（※インテークのみも含む。）	紙データは通常保管キャビネットに保管しておく。電子データはAccess内に格納しておく。※ISSJを介して成立した永久保管のデータとは異なる扱いだが、廃棄はしない。	
4	※所内コード	ISSJによって親族以外の養子縁組として成立した養子・生み親の記録	紙データ、電子データともに永久保管	
5	※所内コード	結果的に未成立でクローズした親族養子縁組親子の記録	Closeしてから10年経過後紙データ廃棄。2013年以前のデータは電子化せずに廃棄する。紙データ廃棄時、ISSJのデータベースであるAccessに「紙データ廃棄済」を記入。スキャンしてAccess内で電子化されているそのまま格納し、データ廃棄しない。	
6	※所内コード	ISSJによって養子縁組が成立した親族養子縁組の資料	紙データ、電子データともに永久保管	特別養子縁組とは扱いが異なるが、子どもが帰化するときなど、過去の記録が必要になる場合があるため、永久保管をする
7	※所内コード	難民支援（インテークのみも含む）	Closeしてから10年経過後紙データ廃棄。2013年以前のデータは電子化せずに廃棄する。紙データ廃棄時、ISSJのデータベースであるAccessに「紙データ廃棄済」を記入。スキャンしてAccess内で電子化されているそのまま格納し、データ廃棄しない。	近年のものは電子化されている。
8	※所内コード	リーツ探しなど、養子縁組後の相談窓口への相談に関する資料（ISSJを介して成立した養子縁組は含まない）	Closeしてから10年経過後紙データ廃棄。電子データはそのまま格納したまま。	ISSJを介して成立した養子縁組の場合は、WhiteかYellowで格納されているため、資料のカテゴリは変更せず、WhiteかYellowをreopenする。

表 1：記録保管に関する内規

#### (4) 電子化する記録の分類

電子化にあたり、まずは1987年から2022年にISSJで養子縁組が成立した養子及び生み親のケースファイルをリスト化した。その後、ケースファイル内に残されている記録を一つずつ手作業で確認し、記録の分類をおこなった。ISSJでは長きにわたり一定の規準に基づいて養子縁組に関する記録を保管していたが、ケースごとに集められている記録の量に差異があり、個々のケースで残されている記録を一つ一つ確認するための時間も必要だった。最終的に、各ケースファイル内の記録について、以下16の分類を行い、データ上で個々のケースの記録が容易に可視化できるようにした。

1	ISSJ作成のケースノート	9	承諾書(実母→ISSJ)
2	児童相談所・行政等のやりとり	10	住民票
3	施設とのやりとり	11	母子手帳
4	実母とのやりとり	12	写真
5	健康診断書	13	戸籍(母の戸籍、原戸籍)
6	児童記録(児童相談所作成)	14	戸籍(出生後の戸籍)
7	児童調査(ISSJ作成)	15	家庭裁判審判書
8	依頼書(実母→ISSJ)	16	その他

表2：資料分類コード

#### (5) データベース構築に向けたソフトウェアの検討

本プロジェクトでは、オープンソースソフトウェアである「AtoM (Access to Memory)」の使用を想定して電子化作業を行った。AtoMは、UNESCOやNATOなど国際機関のデジタルアーカイブでも使用されており、多様な目的で活用されている。写真やPDFでアップロードでき、閲覧権限の設定やインターネットブラウザでの閲覧が可能である。国際規格に準じるアーカイブを、維持費をかけずに構築できるという点に加え、幅広くカスタマイズが可能なため本プロジェクトで使用することとした。

#### (6) 電子化方法の決定

電子化の対象とした養子縁組に関する紙資料は1987年から2022年に集められたものであり、手続きや手紙のやり取りなどは紙だけで残されているケースが多数ある。中には、トレーシングペーパーのような透かしのある紙などがあり、経年劣化によって印字が年々薄くなっているものもあった。これらの原本を傷つけずに効率的にスキャンするため、スタンド型のスキャナー(Fujitsu Scansnap SV600)を導入した。また、最終的にAtoMに電子化したデータを入れ込むことを想定し、データはすべてPDF拡張子で作成した。



図 4：電子化に使用したスキャナー（Fujitsu Scansnap SV600）

#### （7）記録の電子化作業

ケースごとの記録の分類及びスキャナーを使った電子化作業は、2022年10月から開始し、2024年3月末までの間で約100件完了した。

ISSJはケースごとに紙ファイルを作成しており、養子及び生み親のファイルと、養親候補者の紙ファイルは区別されて保管されている。しかしながら、養親の紙ファイル内に児童調査書の一部など養子に関する記録が保管されている場合は、記録の仕分けのためには養親の紙ファイル内を探す必要があり、分類に時間がかかることもあった。



図 5：ケースごとに保管した紙ファイル

#### （8）情報開示方法の検討

当事者から情報開示請求があった場合の、電子化した資料の開示方法について検討をおこなった。養子縁組に関する資料は養子当事者にとっては出自に関わる重要なものであると同時に、生み親・生み親の家族の個人情報を含む資料を扱っている。しかしながら、前章で

もふれたように、養子縁組に関する情報開示については、その手順や方法が制度化されているわけではない。ここでは、養子と生み親が法的に親子関係を断絶する特別養子縁組について、情報開示における個人情報保護の在り方について検討した。

情報開示請求者の利益のため、第三者の個人情報にあたる部分以外は可能な限り公開することを前提とした。表3（次ページ）のように分類をおこない、該当する個人情報は非公開情報としてISSJがデータ上でマスキングを行い、記録をPDFで開示をすることを想定した（詳しくは（10）サンプルケースの検討を参照のこと）。

あっせん機関は養子当事者だけでなく生み親やその家族からも情報開示請求を受ける可能性がある。したがって、「養子」「生み親・生み親家族」「養親」を情報開示請求者として想定し、開示時にマスキングをする箇所を検討することが必要だ。本プロジェクトでは、養子当事者から情報開示請求がある場合を想定してケースごとの検討をおこなった。

表3のように、第三者情報（個人情報）は全てマスキング対象とした。また、当事者に精神的なショックを与える可能性のある記載事項は、要配慮事項としてマスキング対象とした。ルーツ探しを行う当事者の年齢や生活環境、感情のゆらぎなど、出自に関わる情報にアクセスする際の精神的な状況は当事者によって異なる。記録には、養子となった経緯や、生み親の背景など、養子が初めて知る情報がたくさん含まれているだろう。したがって、情報開示前に、ソーシャルワーカーがカウンセリングを実施し、気持ちの整理や準備ができているかを必ず確認するとした。

養子からの情報開示の場合にマスキングする箇所

1	養子の生み父、生み母、祖母、祖父、叔父、叔母などの生み親の家族の個人情報	氏名	
2		電話番号	
3		住所（市町村は隠さない）	※住所は、個人が特定できる小さな村落であったり珍しい苗字ではない限り、市町村は墨塗しない。戸籍謄本のデザインなどを隠さないため。
4		在籍していた職場、学校などの名称	個人が特定できそうな場合は墨塗り
5		年齢	20代、30代、などとする
6		生年月日	
7		氏名	
8		電話番号	
9		住所	
10		当時の職員（他機関及びISSJ）の偏見による差別的な記載や言い回し	例：「会話をしていると障害を疑うような言動をした」など、主観が入っているだけでなく、悪意のある言い回しの場合。
11		養子が閲覧した場合、シヨツクを受ける可能性のある記載	例：養子縁組に至った経緯が、レイプなどであったり、養子がその事実を初めて知った場合シヨツクをうけるような内容の場合カウンセリング後にその情報を開示するかその都度検討する

表 3：非公開情報（マスキング対象）リスト

### (9) 資料のマスキング（墨塗り）方法の検討

情報開示時のマスキング（墨塗り）方法について検討した。行政機関や自治体などが情報開示を行う場合、紙にコピーされた資料の非開示情報を黒マーカーなどで文字を塗りつぶす方法がよく見られる。しかし、この方法では何が黒塗りされているのかを判断するために、黒塗りされた前後の文脈を読み解かなくてはならない。黒塗りが資料の文字の大半を占めていた場合、何が書いてあるのか記録の内容を理解できないことに加え、記録にたどり着いたにもかかわらず、結局情報にアクセスできないという精神的ショックを感じる可能性がある。このような懸念に配慮するために、今回の黒塗りは“黒”を使用せず、淡いパステルカラーでマスキングし、その上から「生み親の氏名」「生み親の住所」「児童相談所の職員氏名」など、何がマスキングされているのかを明記した。

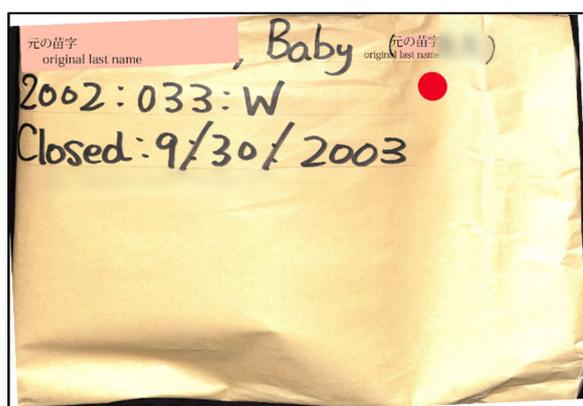


図6：マスキング例1（※1）

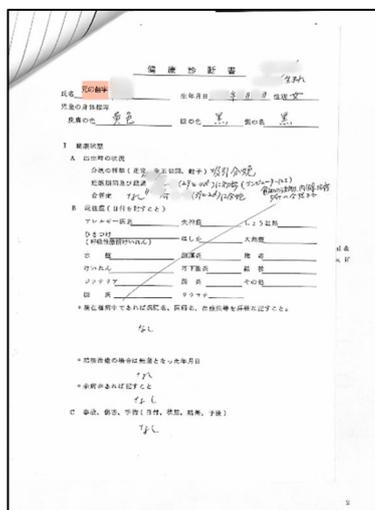


図7：マスキング例2（※1）

（※1）図6・7：マスキング例—ピンクはマスキング箇所（本報告書への掲載のためにぼかしをかけているが、ぼかし部分は養子本人の名前や生年月日にあたるため実際にはマスキングはしていない）

### (10) サンプルケースの検討

実際にISSJに情報開示請求があった場合を想定し、ISSJ職員とアーカイブズの専門家とともに個別ケース8件の記録をサンプリングとして、情報開示時に留意すべき点の検討をおこなった。

個人情報としてマスキングすべき箇所をパターン化し円滑な情報開示を行うことを目的として検討会を始めたが、養子縁組に至った経緯はケースによって様々であり、マスキング箇所を単純化することはできないという結論に至った。検討時は、各ケースファイルを4名が一枚ずつ確認した。一例として、サンプリングで取り扱ったケースで、設定した分類コード以外の記録、つまりスキャンをして電子化する対象としない記録に養子縁組の経緯が書

かれていたことがあった。もしこの記述を ISSJ が見逃し、分類外のものとして開示をしなかった場合、ルーツ探しの結果に多大な影響が出るだろう。本プロジェクトでは、特別養子縁組の法律が制定された後の 1987 年以降のケースを対象としていたが、そのケースの多くは既に ISSJ を退職したソーシャルワーカーが担当しており、養子縁組に至った経緯や背景を読み解くためには記録を一ページずつ確認する他ない。このサンプリングは、分類コードとして「その他」を設けるきっかけとなった。

また、養子当事者が知った場合に精神的なショックを受ける可能性のある“要配慮”の記載をどのように扱うか、個別に検討する必要があった。例えば、養子に至った経緯がレイプによる妊娠であった場合や遺棄児であった場合など、その事実を養子当事者が知っているのかどうかを事前に確認する必要がある。また、当時のソーシャルワーカーや病院や児童相談所などの関係機関の職員の偏見が読み取れる記載も見られた。このような記述を、事前のカウンセリングやマスキングなしに開示することは、当事者に相当の精神的ショックを与える可能性がある。しかし、養子の出自を知る権利のためにはあっせん機関側の恣意的なマスキングは極力避けるべきである。カウンセリングを適切に行うことや、情報開示時に注意する点を見落とさないように複数のソーシャルワーカーが資料を検討する体制の重要性を再確認した。この点については、(12) 情報開示委員会（仮）の策定で記す。

#### (11) データベースプロトタイプの実行—AtoM (Access to Memory) の構築

電子化データベース用に 1 台 PC を用意し、AtoM のインストールを行った。2023 年度は、プロトタイプとして 2 件の電子化した記録を AtoM に保存した。

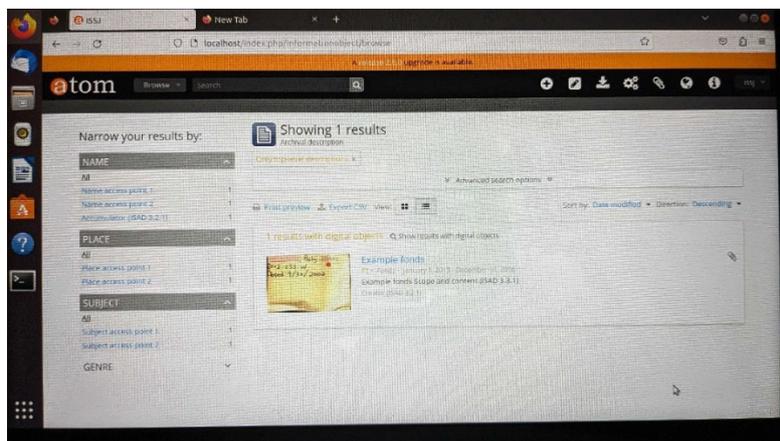


図 8 : AtoM 導入事例

AtoM を導入することとなった理由は 2 つある。まずは、電子化したデータの保護のためである。ISSJ は、本プロジェクトを行う前から、近年の養子縁組に関する電子データは全て自社サーバー内に保管し、記録媒体及びクラウド上で毎日二重バックアップをとっている。しかし、紙資料が災害などで消失・紛失する可能性があることと同様に、サーバーや電子機

器の不具合、事務所内での予期せぬトラブルなど、電子データであっても消失する可能性は大いにある。永久保管とする養子縁組の記録を保護するためには、複数のバックアップが不可欠と言える。インターネットを経由してデータベースを構築する AtoM 内に養子縁組に関する記録を保存することで、電子データの“バックアップのバックアップ”になることを期待した。

2つ目の理由は、AtoM の閲覧方法の便利さだ。閲覧権限や期限の設定などをオンライン上で行うことが可能である。PDF 化した養子縁組の記録をメール添付で送付する場合、そのメールのやり取りで送信者が間違っていた、誤って転送してしまった、など人為的なミスをやり直すことはできない。しかし、AtoM を使用して養子に閲覧権限を付与した場合、情報開示後に何らかの不具合が生じた場合は、AtoM 上で閲覧権限を削除することができる。また、AtoM は国際規格に準じるとして国際機関を含む 200 以上のアーカイブで使用されているように、日本語を含む多言語で多様なカスタマイズが可能である点が評価できる。

一方、オープンソース（Open Source Software：OSS）のソフトウェアである AtoM は、ホスト PC となるシステム環境や構成要件を整えるため更に複数の OSS が必要とするなど技術的な難しさがある。ISSJ は小規模な福祉団体であり、IT・システムエンジニア関係の専門の職員はおらず、初めて見聞きする用語を調べながらの作業は非常に困難だった。

AtoM を利用して、情報開示請求者が電子的に記録を閲覧することを想定してプロジェクトを進めていたが、AtoM 利用にまでは至らなかった。本年度、ISSJ では養子当事者に対して情報開示を 1 件実施したが、この時にはクラウドにアップした電子データにパスワードをかけ、記録を送信した。

## （12）情報開示委員会（仮）の策定

実際に養子本人から相談を受けているケースをもとに、情報開示に向けてシミュレーションを行った。ISSJ に所属する社会福祉士を含む職員で構成された情報開示委員会を設置し、非公開情報（マスキング該当箇所）を検討した。本委員会の設置は、カウンセリング担当（開示者）の職員が非開示情報を選定するのではなく、第三者による検討をすることで公平性を担保することを主な目的としている（図 9 参照）。当事者から情報開示請求があった場合、まずはマスキングが必要であるが、ケースによっては、1つの記録にあたり数十ページを超えるものがあるため、個人情報のマスキング忘れや操作ミス、人為的なミスを防止する仕組みを構築する必要があった。また、（9）情報開示におけるケースごとの検討時に議論となった、「要配慮」の記述について、マスキングをするかどうか客観的な判断を行う第三者が不可欠である。

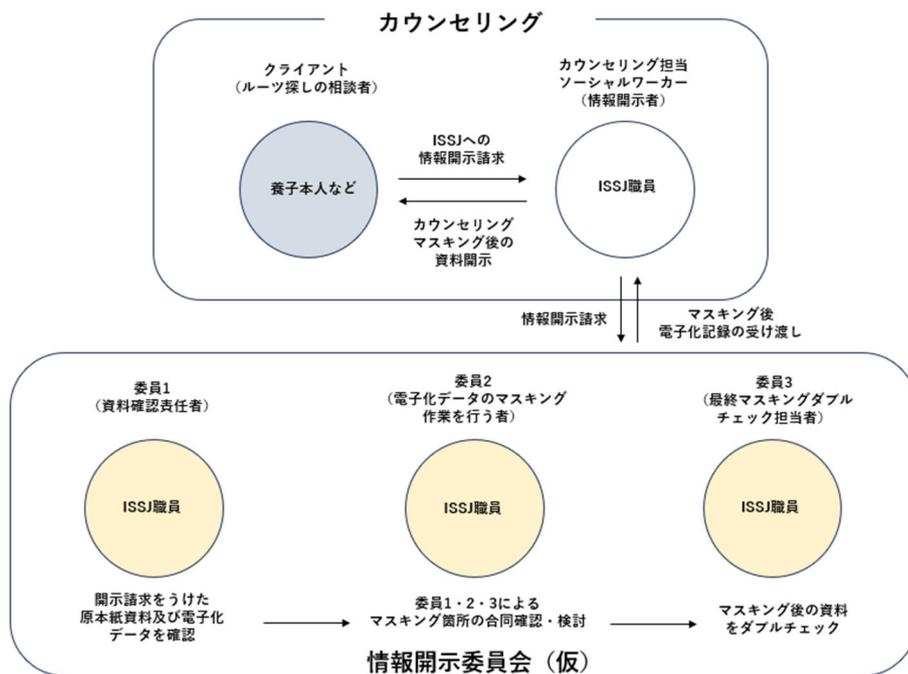


図9：情報開示委員会（仮）の運営図

所要時間	活動内容	備考
60-120分	・資料確認責任者は、事前に資料を読み解く	
30分	・カウンセリング担当ソーシャルワーカー（以下SWとする）からケース概要の共有 ・情報開示委員から担当SWへの質疑応答	
30分	・資料確認責任者より、資料の説明を行う	・カウンセリング担当SWは参加しない。
180-210分	・三者による資料のマスキング内容の確認 ・資料確認責任者およびマスキング担当者によるマスキング作業・マスキング漏れがないかの確認作業	・カウンセリング担当SWは参加しない。 これは、非開示情報を見定めるにあたっての公平性を担保するためである。 ・マスキング内容については、個人情報保護リストを根拠に判断する
120-180分	・最終マスキングダブルチェック担当者による最終確認作業	
30分	・情報開示委員会からカウンセリング担当SWへのマスキング済記録の開示、今後の方針について協議など	

表4：情報開示委員会（仮）開催の流れ

マスキングは、本プロジェクトにて作成された表3リストを根拠とした。ただし、リスト内10、11に該当する「要配慮」の精査については、委員それぞれの価値観を排除しきれないことは、今後も課題となり得る。

## 5. 考察

サンプルケース 8 件を用いて、ソーシャルワーカーとアーカイブズ専門家による検討を行った結果としていくつかの気づきがあり、今後参考となり得ると思われるので、以下に記述する。

### (1) 第三者の個人情報と生み親・養子の健康情報—当事者の健康情報としての「母子健康手帳（母子手帳）」

当時 ISSJ であっせんされた養子縁組は、養親は外国に居住しているケースが多く、母子手帳の内容は英訳され養親の手に情報としてわたっていたが、原本は ISSJ に残されていることが多かった。母子手帳には、生み親の氏名を含む個人情報が記載されているが、母子手帳の情報は養子本人の健康情報でもあるため、情報開示方法について議論となった。電子化した PDF 上では他の記録と同様に個人情報にマスキングを行うが、養子が希望すれば原本を渡すとして結論づけた。

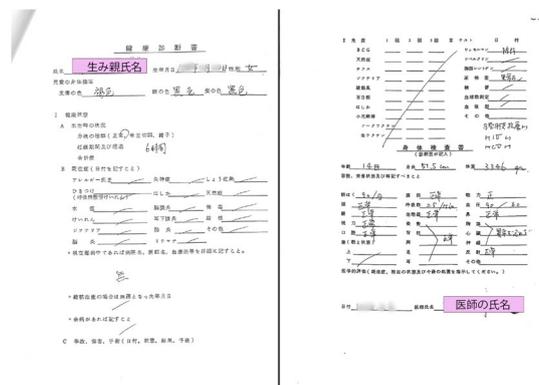


図 10：電子化した養子の健康診断書

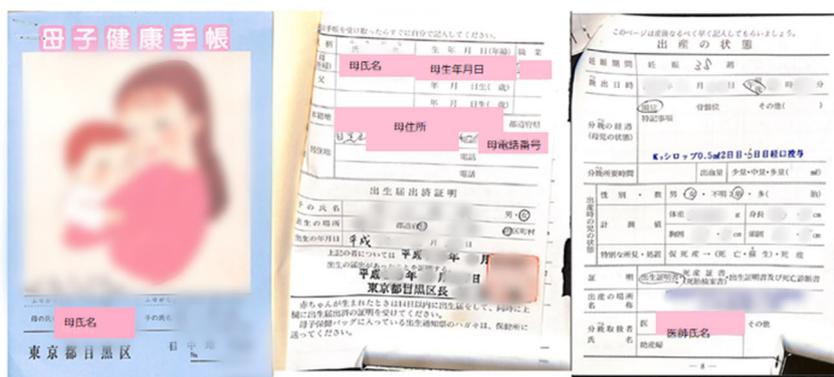


図 11：電子化した母子手帳

実際に、養子縁組の相談窓口には、遺伝情報を含む医療情報を知ることが目的とした養子によるルーツ探しの相談は多い。健康情報の開示における法的根拠を明らかにする必要性を再確認した。

## (2) 他機関が作成した記録の開示について

生み親や養子に関する情報が記載された児童相談所や施設が作成した児童記録や、乳児院や児童養護施設が作成した報告書(分類2・3に該当)が、あっせん機関であるISSJに残されている。これらを、あっせん機関であるISSJが開示をしてもよいのだろうか。検討の結果、本来、児童相談所や施設が作成した記録は、行政によって取り扱いがされている公的な記録であり、養子が児童相談所に自ら情報開示請求を行うことができるものである。また、児童記録は養子本人についての情報であるため、第三者の個人情報をマスキングして本人が閲覧することは問題ないと結論付け、公開対象とした。

ISSJが養子縁組後の相談窓口で応じたケースでも、養子本人が児童相談所に問い合わせたが、既に保管期限が切れてしまって記録が残っていなかったといことは多くある。ルーツ探しを行うタイミングは当事者それぞれ異なる。外部機関で取り寄せられなかった場合、あっせん機関が、外部機関が作成した記録を保管する重要性は極めて高いと言えるだろう。

## (3) 兄弟・姉妹が別のあっせん団体で養子縁組されたケース

兄弟(2名)のうち、兄がISSJを介して、弟が外国のあっせん団体を介して養子縁組をされたケースを検討した。弟は他国のあっせん機関で養子縁組されたため、ISSJに保管された記録では弟の養親の個人情報は残されていない。しかし、ISSJの内部記録としては、弟の養子縁組に関する連絡調整をしていた当時のソーシャルワーカーによるメモや、他国あっせん機関とのやり取りが残されていた。兄がISSJに情報開示請求をした場合、弟に関する個人情報の取り扱いをどのようにするか、マスキング範囲の検討が必要となるだろう。本プロジェクトの基準に従い個人情報のマスキングを行う場合、弟の個人情報は全てマスキング

をして兄に開示することになる。しかし、ISSJ に寄せられるルーツ探しの相談において、生み親だけでなく兄弟を探したいという声は多い。ISSJ が兄弟の情報をもっていながら個人情報をもスキミングする場合、情報開示を求める側にフラストレーションが生まれる可能性は否めない。情報開示を行うにあたり、単なる記録の開示だけではなく、ISSJ から弟のあつせん機関に連絡し、弟とその養親から同意を得られるかどうか確認する、日本国内で戸籍請求をするなど、連絡調整や並走支援を行う必要があるだろう。

#### (4) 養子が遺棄児だったケース

養子が遺棄児だったケースでは生み親の情報が少なく、ISSJ と関係機関とのやり取りなどのみが資料として残されている。このようなケースの場合、児童調査書などの養子本人の記録や乳児院や児童養護施設とのやり取りにおける、本人の乳児・幼少期の様子などが貴重な情報となる。また、養子当事者が遺棄児であったことを知っているか否か、事実を知って受け入れられる状態かどうかなど、カウンセリングによって情報開示のタイミングを慎重に検討する必要もあるだろう。生み親に関する記録が少ないとしても、本人が知りたいと望む場合は、可能な限り情報を開示できるよう、ソーシャルワーカーが記述した内部記録などの抜粋や、生み親のエピソードなど周辺情報を開示できるといいだろう。

#### (5) 電子化対象の分類以外の書類に養子縁組の経緯が書かれていた場合

表2の分類で「その他」に該当する記録の中に、養子縁組に至った経緯が記されていたケースがあった。医療機関とISSJ間の書簡で、養子縁組に至った経緯がレイプによる予期せぬ妊娠であり、この生み親のケアに関する相談をしていたものであった。同ケースは、生み親が既に養子縁組の決意ができていた状態でISSJに相談があったため、母親の気持ちや経緯についてはISSJが保管する資料に詳細は書かれていなかった。養子への情報開示時には、遺棄児のケースと同様にカウンセリングが重要であると同時に、見落としをしないための体制づくりの必要性を再確認した。

#### (6) 主観的または不適切な記述

当時のソーシャルワーカーや児童相談所の職員による記述の中に、生み親や生み親家族の様子について客観的な情報ではなく主観的とみられるものがあった。中には、「要配慮事項」としてスキミングをすべきである記述もあった。なお、当時使用されていたが現在では差別にあたる用語は、ソーシャルワーカーが丁寧に時代背景などの説明を加えることでクライアントに理解してもらうことが可能であるため、スキミング対象に該当しないとした。この判断については、非公開情報の検討を行う職員の経験や主観も関係するため、体制づくりが難しい点である。

#### (7) セミオープンな養子縁組の場合

本プロジェクトでは、特別養子縁組で養子縁組された事例を対象としたため、第三者の個人情報にあたる生み親の氏名はマスキングをしていたが、ケースによっては名前をすでに開示していることがあった。このような記録は、生み親が名前を開示することを同意していると捉え、情報の開示において氏名をマスキングすることは不要と考えられる。



図 16：ISSJ から生み親にあてた手紙の一部

やり取りでは生み親、養親および養子の名前が明記されている

また、特別養子縁組の法律が制定された後でも、外国籍の養親の場合はその出身国の法律で養子縁組が成立したケースもあり、日本国内では特別養子縁組の手続きではなく、普通養子縁組の手続きがとられているため、養子は生み親を戸籍でたどることができる場合もあった。

## 6. 今後の課題

冒頭でも述べたように、本プロジェクトは2年に及んだが未だ完了しておらず、様々な論点や今後の課題を残す結果となった。中でも、継続して検討を続けるべきと思われる事項を以下に記す。

#### (1) 情報開示請求から公開までのプロセスの明確化

養子やその生み親、家族などから情報開示請求があった場合、第三者情報の個人情報を適切にマスキングした上で、公平性を担保して情報開示を行うべきである。本取り組みでは、「情報開示委員会（仮）」を設置し、開示に向けたマスキングを行ったが、当事者が知った場合に精神的ショックをうける可能性のある“要配慮事項”の判断については議論の余地がある。特に、委員会とカウンセリング担当者（開示者）役割を整理し、マスキング箇所に関する質問や異議申し立て時の問い合わせ先を明確化する必要がある。

#### (2) 情報開示に使用するツールの導入について

本取り組みでは、AtoM の利用を想定して電子化をおこなったが、AtoM の導入のためには、ソフトウェアのダウンロードや情報管理におけるサーバーの知識などが必要であることがわかった。イントールや環境設定に関する情報はインターネット上で誰でも調べることができるが、最低限の IT や PC の知識が不可欠である。日本国内の福祉現場において、導入やカスタマイズができる職員がいるかどうかは、組織規模によって異なるだろう。翌年度以降、AtoM をツールとして導入しつつ、AtoM が使用できない環境にある場合の代替方法についても検討していきたい。

#### (3) 情報開示に関する生み親・生み親家族・養親の同意について

本プロジェクトでサンプリングした記録では、ルーツ探しを想定した同意について記述された書類や記録はほとんど見られなかった。時代に応じて法的根拠にもとづき、特別養子縁組手続きにおける生み親や養親から確実に同意を得る業務フローの策定が求められるだろう。

#### (4) 電子メールや SNS による記録

本プロジェクトでは、紙媒体の記録だけを保管しているケースファイルを取り扱った。しかし、現代では ISSJ では生み親への相談窓口として LINE やメールを使用しているため、相談や手続きも電子上で行われることが多い。LINE のやり取りは CSV で書き出しをすることが可能だが、やり取りにおける生み親の悩みや雰囲気は、LINE のチャット画面で伝わることもある。また、生み親のプロフィール画像に一時的に養子の顔写真が使われていて、子への感情が汲み取れる場合もある。オリジナルが電子上にある記録について、どのように電子化するか、今後も検討を重ねる必要があるだろう。

#### (5) 人的資源の確保と専門性の向上

業務プロセスとして、開示範囲を策定する情報開示委員会（仮）と開示者を分けることが適切であると考えたが、当法人のように比較的規模の小さい民間あっせん機関や多忙を極める児童相談所においては、人的資源の確保という点で困難を伴うかもしれない。委員会の

構成員が開示担当者から当事者のニーズや現状を聞き取り、ケース記録を読み込むには一定程度の時間の確保が必要であることが、今回の作業から見えてきた。委員会を複数人で構成する場合、それぞれが役割分担された業務や検討に時間を割く必要がある。また、少なくとも既存の技術ではマスキング作業にも時間もかかる上、人的エラーを防止するためのチェックも必要となる。養子縁組に関わる情報開示請求への対応について、養子縁組や社会福祉、心理等の領域に知見のある専門職の確保も求められるが、体制としてどこまで可能なのかも検討しなければならない。また、データベース構築・維持のためには、ウェブやサーバーを運用できる職員を配置するか、専門家との協働が不可欠であることも痛感した。

## 7. おわりに

本取り組みを通じて、広く外部と共有・議論したい点として以下を記す。

### (1) 母子健康手帳(母子手帳)の取り扱いについて

今回サンプリング調査をしたケース記録の中のいくつかには、母子健康手帳(母子手帳)が含まれていた。母子健康手帳については、母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」とされており、「妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする」と定められている。この条文から母子健康手帳が妊産婦の健康状態を記載し、出産後には乳幼児の健診や保健指導の内容を記載するため、母子健康手帳は母親の記録であると同時に子どもの記録でもあると言える。

令和3年3月に厚生労働省から「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」が公表され、ここでは、「実父母の個人情報のうち、養子となった児童の生命・健康にかかわるもの(実父母の障害・健康状態・既往歴)」は「養子となった児童の生命及び健康にかかわる重要なものであることから、個人情報第23条第1項本文の例外規定である同項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当し、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、養子の生命及び身体の保護のため、実父母の同意がなくとも養子となった児童又は養親に提供することができる」とされている。そのため、母子健康手帳に関しては養子となった子どもへの開示されることが前提となる。

近年では地方自治体による母子健康手帳のデジタル化の議論が盛んにおこなわれるようになってきているが特別養子縁組のケースを踏まえた情報管理の在り方は検討されておらず、子どもが生みの親から離れて養子縁組された後にどのように母子健康手帳の情報にアクセスできるのかということは今後の課題といえよう。

## (2) 開示請求から開示までの期間について

養子縁組記録を探すために、あっせん機関に連絡をすることは当事者にとっては大きな勇気がいることであり、あっせん機関と接触した後も記録や情報が本当に開示されるのか、実際に開示されるまでの期間、不安や心配な気持ちでいることは想像に難くない。対応にあたる職員は情報開示を待つ当事者のためにできるだけ急いで開示したい気持ちがある一方で、ケース記録の中に含まれる情報がどこまで開示できるのか検討するための準備期間も必要である。

個人情報保護法では、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。そのため、まずは20日前後の日数が開示の準備のために必要であることを事前にホームページなどで告知しておき、さらに開示のための準備に時間を要するようであれば、規定された30日以内の中でさらにこのくらいの期間を要すると伝えることで、開示を申請する当事者もある程度目安がわかり、開示の準備を行う側にとっても、慎重に開示範囲を検討できる利点があると考えられる。また、ある程度の開示のための準備期間を設定することで、情報を開示するための検討を当事者から相談を受けた職員ではない、複数の職員で検討できる時間も確保することができるため、当事者が情報開示を申請してからのプロセスを可視化することの重要性も確認することができると考えられる。

本プロジェクトは、近年相談数が増加したルーツ探しに関する情報開示の効率化を期待してスタートした。しかし、実際には情報開示請求があった場合には個別に記録を確認し、一つ一つの記録を読み込んで検討する必要性を痛感する結果となった。養子縁組をあっせんすると同時に出自に関する記録を保管する団体として、誰に対して、どのように責務を担うべきなのか、改めて私たちの活動内容を見つめなおす貴重な機会となった。本報告書を通じて、当事者の思い、そしてソーシャルワーカーの現場での悩みなどが、特別養子縁組に携わる関係者や養子のためになることを願っている。

## Appendix

- プロジェクトメンバー

社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）ソーシャルワーカー

2022年度 3名

2023年度 4名

プロジェクトアドバイザー

阿久津 美紀（学習院大学 人文科学研究所）

データベース構築に関するアドバイザー

堀内 暢行（国文学研究資料館）

金 甫榮（渋沢栄一記念財団）

- 過去の打ち合わせ内容

- 2022年度

日付	主な協議内容
2022年5月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業の目的の確認</li> <li>・文書のデジタル化の世界的な潮流</li> </ul>
6月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組に関する記録の保管に必要な準備（目録作成、スキャニング作業、公開方法の検討など）に関する検討</li> <li>・国際機関等が活用するソフトウェア AtoMシステムの紹介</li> <li>・ISSJの保管資料の確認および対象となるファイルのリスト化</li> </ul>
7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組に関する記録のリテンションスケジュールの先行事例（イギリスの民間団体、地方行政、アメリカの州政府、オーストラリア州政府）の共有</li> <li>・スキャナ機材等の準備</li> </ul>
8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISSJの各ファイルの資料のリスト化</li> <li>・リスト以外に保管されている資料に対する電子化の対応方法検討</li> </ul>
10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1980年代の資料の内容の確認、資料分類の確定</li> <li>・スキャン作業の実施における方法や注意点等の確認</li> </ul>
12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキャン後のデータの運用について検討</li> <li>・ファイルの保管期限について協議</li> <li>・堀内暢行氏によるISSJのデータ資料の確認</li> </ul>
2023年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堀内氏による講義「民間団体におけるデジタルアーカイブの構築・運用～アーカイビングに向けたワークフロー・個人情報保護の観点～」</li> <li>・次年度の進め方について協議</li> </ul>

➤ 2023 年度

日付	主な協議内容
2023 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度のスケジュールおよび目標の策定</li> <li>・阿久津氏よりミネソタ州におけるデジタルアーカイブ現地視察の共有</li> </ul>
6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプリング 2 件の情報開示検討</li> <li>・同意書について協議</li> <li>・開示の基準について協議</li> </ul>
9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスキング方法について協議</li> <li>・サンプリング 2 件の情報開示検討</li> </ul>
10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプリング 1 件の情報開示検討</li> </ul>
11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプリング 1 件の情報開示検討</li> <li>・報告書について協議</li> </ul>
1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプリング 2 件の情報開示検討</li> <li>・「AtoM」インストール作業</li> </ul>
2024 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書作成に向けた打ち合せ①</li> </ul>
3 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書作成に向けた打ち合せ②</li> </ul>